

各 部 課 長 様

市 長

平成 14 年度（2002 年度）の予算編成方針について（通知）

我が国の経済は、昨年のアメリカ経済の減速を受け輸出とそれに伴う生産が減少し、平成 13 年度当初には景気は足踏み状態に、また最近では企業収益の減少とともに、完全失業率が 5 % 台と過去最高水準となり、家計収入の動向が個人消費の横ばい状態の継続として現れるなど、総体として悪化の状態を増してきており、先行きの不透明さとともに来年度の厳しい経済状況を予想させるところとなっております。

国では、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気の低迷からの脱却と、数次の経済対策に伴い累積した多大な債務残高への対策として「財政構造改革」を強力に推し進めるとし、6 月に策定した「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」では、地方自立・活性化など 7 つの改革プログラムを発表するとともに、平成 14 年度予算編成では、公共投資の 10 % 削減など歳出の徹底的な見直しにより「国債発行を 30 兆円以下に抑制」する一方、財源配分の硬直性の打破等により「環境」、「少子・高齢化」、「地方の活性化」、「都市の再生」など 7 つの政策効果が顕著な分野に財源を重点的に配分し推進することとしております。

また、地方に関わるものとしては、行政サービス確保の重要財源である地方交付税では、地方財政計画での歳出を国の予算編成と同一基調に総量を削減するほか、小規模団体への厚い手当てとなっているもの、自治体の特殊な財政需要を算入しているものなど制度の大幅な見直しを行なっていく考えが示されております。

このように、現下の経済情勢及び国の動向等から、平成 14 年度は地方自治体にとってこれまで以上に厳しい財政環境になるものと考えます。

静岡県では、県税収入の低下や義務的経費の一定の増加等により、平成 14 年度当初予算の歳入歳出の財源不足は本年度を上回ると見込み、限られた財源を最大限に活用するため、ゼロベースからの見直しを徹底し、事務事業の重点化、優先化を図ることとしております。

以上のことから、本市の平成 14 年度の財政見通しは、歳入の根幹となる市税収入が本年度においては経済動向を反映し当初予算を下回る見込みとなっており、景気が今後早期に好転しない限り来年度の財政需要を補い得る収入の確保は期待できない状況にあります。

この数年間、厳しい財政環境のなか、市民の市政への信頼回復と健全な財政運営を課題として、公平、公正な市政運営と経費の節減、合理化や中期的な財政見通しのもと課題事業等への財源の重点的な配分に努めてきました。

また、平成 12 年 4 月には地方分権一括法が施行となり、住民により身近にある自治体として果たしていく役割が増えるとともに、自ら考え、企画し個性と活力のある地域づくりに一層努めていかなければならないと考えます。

なお、平成 12 年度には、21 世紀初頭における本市の将来都市像を「水と緑と人が輝く夢あるまち・三島」 - 環境先進都市をめざして - とした第 3 次三島市総合計画を策定し、その初年

度である本年度では、街中がせせらぎ事業、環境の保全及び啓蒙・啓発事業、ダイオキシン対策事業、錦田小学校校舎移転改築事業、中学校給食施設整備事業等を進めているところであります。

迎える平成 14 年度は、錦田小学校校舎移転改築事業の完成、2 年目を迎える街中がせせらぎ事業の整備推進、三島駅北口線建設の促進、特別養護老人ホームの整備、谷田公営住宅建替えなどの社会基盤整備のほか、中学校給食の円滑な開始、緑の基本計画の策定、環境先進都市をめざした諸事業の推進など総合計画に沿った事業の着実な実施と、市単独奨学金制度、屋上及び壁面緑化事業への助成、職員の新規提案による採択事業など多くの事業を予定しており、財政環境の厳しさが予想される中、経費の見直し、節減を従来にも増して行い、財源の重点的な配分により効率的な事業の実施を図らなければなりません。

そのためには、既成の考えにとらわれず、発想を豊かにし、それを生かせる環境づくりと、職員の英知を結集した取り組みを真に求めるものであります。

以上、これらの施策を推進するため、平成 14 年度の予算編成の基本方針等を次のとおり定め、通知します。

記

1 平成 14 年度予算編成基本方針

<福祉・健康>

いきいきとした生活をめざす健康づくりと福祉の充実

<教育>

教育環境の充実と次世代を担う青少年の育成

<環境・生活基盤>

みんなで築く環境先進都市の推進と生活基盤の整備

2 予算要求基準等

(1) 人件費等義務的経費を除いた経常的経費

平成 13 年度当初予算額以内とする。

(2) 投資的経費

総合計画実施計画額を限度とする。ただし、事業規模、量を見直し適切な金額とする。

(3) 新規の事務について

既存の事務の見直しにより、その財源を確保することを原則とする。

(4) 市単独の団体運営費等への補助金

先日通知したとおりの取り組みとする。